

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.001

処 分 名	介護給付費等及び地域相談支援費の支給決定
処 分 の 概 要	市長は、法第 22 条第 1 項の規定による介護給付費等又は法第 51 条の 7 第 1 項の規定による地域相談支援給付費の支給を決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第 4 号）により、申請者に通知するとともに、法第 22 条第 8 項の規定により障害福祉サービス受給者証（様式第 5 号）又は法第 51 条の 7 第 8 項の規定により地域相談支援受給者証（様式第 5 号の 2）を交付するものとする。ただし、療養介護の支給を決定したときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証（様式第 6 号）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 5 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年障障発第 1117002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 4 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係法令等の抜粋**

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行
細則

第5条 市長は、法第22条第1項の規定による介護給付費等又は法第51条の7の規定による地域相談支援給付費の支給を決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するとともに、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証（様式第5号）又は法第51条の7第8項の規定により地域相談支援受給者証（様式第5号の2）を交付するものとする。ただし、療養介護の支給を決定したときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証（様式第6号）を交付するものとする。

2 前項の規定は、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定に準用する。

3 市長は、第3条第1項及び第2項の申請に対し、介護給付費等、地域相談支援給付費又は特定障害者特別給付費を支給しないことを決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.002

処 分 名	施設訓練等扶養義務者分の利用者負担額の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 56 条第 2 項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用を決定し、当該措置を受けた障害児またはその扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 5 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年障障発第 1117002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

第5条 市長は、法第22条第1項の規定による介護給付費等又は法第51条の7の規定による地域相談支援給付費の支給を決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するとともに、法第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証（様式第5号）又は法第51条の7第8項の規定により地域相談支援受給者証（様式第5号の2）を交付するものとする。ただし、療養介護の支給を決定したときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証（様式第6号）を交付するものとする。

2 前項の規定は、法第34条第1項に規定する特定障害者特別給付費の支給の決定に準用する。

3 市長は、第3条第1項及び第2項の申請に対し、介護給付費等、地域相談支援給付費又は特定障害者特別給付費を支給しないことを決定したときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費）支給却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等却下決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部 障がい者支援課 No.003

処 分 名	特例介護給付費等の支給の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第30条第1項の規定による特例介護給付費等又は法51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定したときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第14条第1項～第2項
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第14条第1項～第2項による申請があったときに行う特例介護給付費等支給決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成18年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

（特例介護給付費等又は特例地域相談支援給付費の支給決定の通知）

第14条 市長は、法第30条第1項の規定による特例介護給付費等又は法51条の15第1項の規定による特例地域相談支援給付費の支給の要否を決定したときは、（特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）支給（不支給）決定通知書（様式第16号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第35条第1項に規定する特例特定障害者特別給付費の支給の要否の決定に準用する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.004

処 分 名	介護給付費等の支給変更の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第 24 条第 2 項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第 9 号）により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 8 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 7 条第 1 項～第 2 項による申請があった際に行う変更決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(変更決定の通知等)

第8条 市長は、法第24条第2項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第9号)により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。

2 前項の規定は、負担上限月額及び特定障害者特別給付費の額の変更の決定に準用する。

3 市長は、前条の申請に対して変更しないことと決定したときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更却下決定通知書(様式第10号)により支給決定障害者等に通知するものとする。

一部改正〔平成23年規則41号・24年35号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.005

処 分 名	障害支援区分の変更等の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第24条第4項の規定により障害程度区分の変更の認定をしたときは、障害程度区分変更認定通知書（様式第11号）により、当該変更認定に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、障害者福祉サービス受給者証の提出を求め、当該変更認定に係る事項を記載しなければならない。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第78号）第9条
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第24条による申請があった際に行う変更決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成18年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口又は支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）

<p>備 考</p>	
<p>根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則 （障害程度区分の変更認定の通知等） 第9条 市長は、法第24条第4項の規定により障害程度区分の変更の認定をしたときは、障害程度区分変更認定通知書（様式第11号）により、当該変更認定に係る障害者又は障害児の保護者に通知するとともに、障害者福祉サービス受給者証の提出を求め、当該変更認定に係る事項を記載しなければならない。 一部改正〔平成24年規則35号〕</p>

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.006

処 分 名	居宅生活支援費・施設等訓練支援費の利用者負担額の減額の決定
処 分 の 概 要	市長は、法第 24 条第 2 項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、（介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費）支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（様式第 9 号）により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 8 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 22 条による申請があった際に行う変更決定である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(変更決定の通知等)

第条 市長は、法第 24 条第 2 項の規定により支給決定の変更の決定をしたときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書(様式第 9 号)により支給決定障害者等に通知するとともに、当該決定に係る支給決定障害者等に対し、障害福祉サービス受給者証の提出を求め、当該決定にかかる事項を記載するものとする。この場合において、療養介護の変更をするときは障害福祉サービス受給者証及び療養介護医療受給者証の提出を求め、当該決定に係る事項を記載するものとする。

2 前項の規定は、負担上限月額及び特定障害者特別給付費の額の変更の決定に準用する。

3 市長は、前条の申請に対して変更しないことと決定したときは、(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更却下決定通知書兼利用者負担額減額・免除等変更却下決定通知書(様式第 10 号)により支給決定障害者等に通知するものとする。

一部改正〔平成 23 年規則 41 号・24 年 35 号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.007

処 分 名	身体障害者居宅支援措置の依頼・委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第5号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第6条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に、障害福祉サービスの提供を委託する。ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービスの措置決定)

第6条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書(様式第5号)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長(以下「事業所長」という。)に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、身体障害者障害福祉サービス措置決定通知書(様式第6号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めるときは、身体障害者障害福祉サービス措置申請却下通知書(様式第7号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則42号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.008

処 分 名	身体障害者居宅支援措置の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第5号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第6条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に、障害福祉サービスの影響を委託する。ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■身体障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービスの措置決定)

第6条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、身体障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書(様式第5号)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長(以下「事業所長」という。)に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、身体障害者障害福祉サービス措置決定通知書(様式第6号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めるときは、身体障害者障害福祉サービス措置申請却下通知書(様式第7号)により、当該身体障害者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則42号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.009

処 分 名	身体障害者施設入所等措置の依頼・委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、身体障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第9号）により当該障害者支援施設等又は指定医療機関の長（以下「施設長」という。）に通知しなければならない。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第8条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に施設支援の提供を委託し、支援措置を決定する。 ここでいう「やむを得ない事情」とは緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

（施設入所等の措置決定）

第8条 福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、身体障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第9号）により当該障害者支援施設等又は指定医療機関の長（以下「施設長」という。）に通知しなければならない。

2 福祉事務所長は、施設長から受託した旨の通知を受けたときは、身体障害者施設入所等措置決定通知書（様式第10号）により当該身体障害者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、施設入所等の措置が適当でない認めるときは、身体障害者施設入所等措置申請却下通知書（様式第11号）により、当該身体障害者に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.010

処 分 名	身体障害者補装具の交付・修理の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成 18 年規則第 78 号）第 36 条第 1 項～第 2 項
審 査 基 準	厚生労働省告示「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に基づく。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(補装具費の支給決定の通知等)

第36条 福祉事務所長は、法第76条第1項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書(様式第47号)により申請者に通知するとともに、補装具費支給券(様式第48号)(以下「支給券」という。)を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第1項の申請に対し、当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者でないと認めるときは、補装具費支給却下決定通知書(様式第49号)により申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.011

処 分 名	身体障害者補装具の交付・修理の委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	障害者総合支援法施行細則（平成 25 年規則第 43 号）第 36 条第 1 項～第 2 項
審 査 基 準	厚生労働省告示「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に基づく。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則

(補装具費の支給決定の通知等)

第36条 福祉事務所長は、法第76条第1項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書(様式第47号)により申請者に通知するとともに、補装具費支給券(様式第48号)(以下「支給券」という。)を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第1項の申請に対し、当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者でないと認めるときは、補装具費支給却下決定通知書(様式第49号)により申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.012

処 分 名	身体障害者措置費用の徴収額の決定・変更
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第38条第1項及び第2項の規定により、障害福祉サービスの措置及び施設入所等の措置に要した費用として、当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「身体障害者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第10条第1項～第3項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■身体障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービス等の措置に要する費用の徴収)

第10条 福祉事務所長は、法第38条第1項及び第2項の規定により、障害福祉サービスの措置及び施設入所等の措置に要した費用として、当該身体障害者又はその扶養義務者（以下「身体障害者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。

3 福祉事務所長は、徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、第1項の規定による当該費用を負担すべき者に対し、身体障害者措置費用徴収額決定・変更通知書（様式第13号）により通知しなければならない。

一部改正〔平成19年規則32号・21年16号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.013

処 分 名	身体障害者措置費用の徴収額の納入期限の延長の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を受けた身体障害者等が納入期限までに徴収額を納入することが著しく困難であると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該徴収額の納入期限を延長することができる。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成18年規則第73号）第11条第1項～第3項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する額（以下「徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	1日
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■身体障害者福祉法施行細則

(納入期限等)

第11条 徴収額の納入期限は、当該措置を受けた月の翌月末日とする。

2 福祉事務所長は、前条第3項の規定による通知を受けた身体障害者等が納入期限までに徴収額を納入することが著しく困難であると認めるときは、1年を超えない範囲内で当該徴収額の納入期限を延長することができる。

3 前項の規定により納入期限の延長を受けようとする身体障害者等は、身体障害者措置費用徴収額納入期限延長申請書(様式第14号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

4 福祉事務所長は、納入期限を延長することが適当であるかを審査し、その適否を決定して身体障害者措置費用徴収額納入期限延長決定・却下通知書(様式第15号)により、当該身体障害者等に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.014

処 分 名	身体障害者措置費用の徴収額の減免の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、第 10 条の規定により費用を負担すべき身体障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
根拠条例等・条項	身体障害者福祉法施行細則（平成 18 年規則第 73 号）第 13 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	(1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前 2 号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■身体障害者福祉法施行細則

(徴収額の減免)

第13条 福祉事務所長は、第10条の規定により費用を負担すべき身体障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。

(1) 災害により著しく損害を受けたとき。

(2) 収入が著しく減少したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする身体障害者等は、身体障害者措置費用徴収額減免申請書(様式第16号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、徴収額の減額し、又は免除することが適当であるかを審査し、その適否を決定して身体障害者措置費用徴収額減免決定・却下通知書(様式第17号)により、当該身体障害者等に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.015

処 分 名	児童居宅支援措置の依頼・委託の決定
処 分 の 概 要	やむを得ない事情の際に居宅支援の提供を委託し、支援措置を決定する。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 21 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■児童福祉法施行細則

第 21 条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第 22 号）を事業所の管理者（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、障害福祉サービス措置決定通知書（様式第 23 号）により、申請者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めたときは、障害福祉サービス措置申請却下通知書（様式第 24 号）により、申請者に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.016

処 分 名	児童居宅支援措置の決定
処 分 の 概 要	やむを得ない事情の際に居宅支援の提供を委託し、支援措置を決定する。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 21 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	ここでいう「やむを得ない事情」とは、緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■児童福祉法施行細則

第 21 条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第 22 号）を事業所の管理者（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、障害福祉サービス措置決定通知書（様式第 23 号）により、申請者に通知しなければならない。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めたときは、障害福祉サービス措置申請却下通知書（様式第 24 号）により、申請者に通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.017

処 分 名	児童居宅支援措置費用の徴収額の決定・変更
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 56 条第 2 項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用を決定し、当該措置を受けた障害児またはその扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）から負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 23 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 18 年障障発第 1117002 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■児童福祉法施行細則

第23条 福祉事務所長は、法第56条第2項の規定により、障害福祉サービスの措置に要した費用として、当該措置を受けた障害児又はその扶養義務者（以下「扶養義務者等」という。）から、その負担能力に応じて当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する費用の額（以下「障害福祉サービス徴収額」という。）は、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて（平成18年障障発第1117002厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に定める額とする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービス徴収額を決定し、又はその額を変更したときは、第1項の規定による当該費用を負担すべき者に対し、障害福祉サービス措置費用徴収額決定・変更通知書（様式第26号）により通知しなければならない。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.018

処 分 名	身体障害児補装具の交付・修理の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。
根拠条例等・条項	総合支援法施行細則（平成 25 年規則第 43 号）第 36 条第 1 項
審 査 基 準	<p>総合支援法施行細則</p> <p>第 35 条 法第 76 条第 1 項の規定による補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第 44 号）に障害者及びその障害者が属する世帯（障害児とその保護者は同一世帯とみなす。）の他の世帯員の市町村民税額等を証する書類、補装具の購入又は修理に要する費用の見積書を添えて福祉事務所長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に申請書等を提出することができる。</p> <p>2 申請する補装具が、医学的判定を要するものである場合は、その支給の要否及び処方についての基礎資料とするため、指定自立支援医療機関、保健所又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項に規定する身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）のいずれかの医師が作成した補装具費支給意見書（様式第 45 号）を添付しなければならない。</p> <p>3 福祉事務所長は、前 2 項に規定する申請があったときは、必要な審査を行い、当該障害者に係る調査書（様式第 46 号）を作成するとともに、申請内容等を審査し、支給の要否を決定しなければならない。</p>
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	<p>ホームページのリンク先</p> <p>http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaiasha/seikatsushien/hosougu.html</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■ 障害者総合支援法施行細則

(補装具費の支給申請等)

第 35 条 法第 76 条第 1 項の規定による補装具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、補装具費（購入・修理）支給申請書（様式第 44 号）に障害者及びその障害者が属する世帯（障害児とその保護者は同一世帯とみなす。）の他の世帯員の市町村民税額等を証する書類、補装具の購入又は修理に要する費用の見積書を添えて福祉事務所長に申請するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、補装具の購入又は修理が完了した後に申請書等を提出することができる。

2 申請する補装具が、医学的判定を要するものである場合は、その支給の要否及び処方についての基礎資料とするため、指定自立支援医療機関、保健所又は身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 9 条第 5 項に規定する身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）のいずれかの医師が作成した補装具費支給意見書（様式第 45 号）を添付しなければならない。

3 福祉事務所長は、前 2 項に規定する申請があったときは、必要な審査を行い、当該障害者に係る調査書（様式第 46 号）を作成するとともに、申請内容等を審査し、支給の要否を決定しなければならない。

(補装具費の支給決定の通知等)

第 36 条 福祉事務所長は、法第 76 条第 1 項の規定により当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるときは、補装具費支給決定通知書（様式第 47 号）により申請者に通知するとともに、補装具費支給券（様式第 48 号）（以下「支給券」という。）を交付するものとする。

2 福祉事務所長は、前条第 1 項の申請に対し、当該障害者が補装具の購入又は修理を必要とする者でないと認めるときは、補装具費支給却下決定通知書（様式第 49 号）により申請者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.019

処 分 名	障害児補装具の交付・修理の委託の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、前条第1項の規定により補装具費の支給決定を受けた者（以下「支給対象障害者等」という。）は、補装具の販売事業者又は修理事業者（以下「補装具事業者」という。）に支給券を提示し、当該補装具の購入又は修理に係る契約を補装具事業者と締結したうえで、補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるものとする。
根拠条例等・条項	障害者総合支援法施行細則（平成25年規則第43号）第37条
審 査 基 準	厚生労働省告示「補装具の種目、受託報酬の額等に関する基準」に基づき、業者へ委託する。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisa/seikatsushien/hosougu.html

■障害者総合支援法施行細則

(補装具の購入又は修理)

第37条 前条第1項の規定により補装具費の支給決定を受けた者(以下「支給対象障害者等」という。)は、補装具の販売事業者又は修理事業者(以下「補装具事業者」という。)に支給券を提示し、当該補装具の購入又は修理に係る契約を補装具事業者と締結したうえで、補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるものとする。

(補装具費の支給)

第38条 支給対象障害者等は、前条の規定により補装具事業者から補装具を購入し、又は補装具の修理を行わせるときは、当該補装具の購入又は修理に要した費用の額を当該補装具事業者に支払わなければならない。

2 支給対象障害者等は、前項の規定により補装具の購入又は修理に要した費用を補装具事業者を支払ったときは、当該支給対象障害者等に係る支給券に記載された公費負担額の支給を補装具費支払請求書(様式第50号)に支給券及び当該支払いに係る領収書を添えて、福祉事務所長に請求するものとする。

3 福祉事務所長は、前項の規定により補装具費支給の請求があったときは、当該公費負担額を支払うものとする。

(補装具費の代理受領)

第39条 福祉事務所長は、支給対象障害者等からの委任に基づき、補装具費として当該支給対象障害者等に支給されるべき額の限度において、当該支給対象障害者等に代わり補装具事業者を支払うことができるものとする。この場合において、福祉事務所長は補装具事業者に対し補装具費の代理受領に係る登録をさせなければならない。

2 前項の規定による支払いがあったときは、支給対象障害者等に対し補装具費の支給があったものとみなす。

3 補装具事業者は、第1項の規定により支給対象障害者等に代わって補装具費の支払いを受ける場合は、当該補装具を納入又は修理した際に、支給対象障害者等から利用者負担額の支払いを受け、領収書を交付するものとする。

(代理受領による補装具の請求)

第40条 補装具事業者は、前条第1項の規定により支給対象障害者等に代わって補装具費を請求するときは、代理受領に係る補装具費支払請求書兼委任状(様式第51号)に支給券及び利用者負担額を受領したことを証する書類を添えて福祉事務所長に請求しなければならない。

2 福祉事務所長は、補装具事業者から補装具費の適法な請求を受けた日から30日以内にその額を支払うものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.020

処 分 名	児童措置費用の徴収額の減免の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額等を減額し、又は免除することができる。
根拠条例等・条項	児童福祉法施行細則（平成 17 年規則第 138 号）第 30 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	第30条 福祉事務所長は、費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額等を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■ 児童福祉法施行細則

(徴収額等の減免)

第30条 福祉事務所長は、費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額等を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めるとき。

2 前項の規定により徴収額等の減額又は免除を受けようとする者は、第5条に規定する徴収額にあつては児童措置費用徴収額減免申請書(様式第36号)を、前条に規定する徴収金にあつては児童福祉法に関する徴収金等減免申請書(様式第37号)をそれぞれ福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、第5条に規定する徴収額の減額又は免除することが適当であるかどうかを審査し、その適否を決定して児童措置費用徴収額減免決定・却下通知書(様式第38号)により、申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成19年規則57号・24年36号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.021

処 分 名	措置費の徴収額の減免
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成18年規則第74号）第15条第1項～第3項
審 査 基 準	福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■知的障害者福祉法施行細則

(徴収額の減免)

第15条 福祉事務所長は、第12条第1項の規定により費用を負担すべき知的障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該徴収額を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか福祉事務所長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により徴収額の減額又は免除を受けようとする知的障害者等は、知的障害者措置費用徴収額減免申請書(様式第24号)を福祉事務所長に提出しなければならない。

3 福祉事務所長は、徴収額の減額し、又は免除することが適当であるかを審査し、その適否を決定して知的障害者措置費用徴収額減免決定・却下通知書(様式第25号)により、当該知的障害者等に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.022

処 分 名	居宅支援措置の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、知的障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書（様式第3号）を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長（以下「事業所長」という。）に送付しなければならない。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成18年規則第74号）第5条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に居宅支援の提供を委託し、支援措置を決定する。ここで言う「やむを得ない事情」とは緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■知的障害者福祉法施行細則

(障害福祉サービスの措置決定)

第5条 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置を行うときは、知的障害者障害福祉サービス措置依頼・委託決定通知書(様式第3号)を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項で規定する指定障害福祉サービスを行う事業所の管理者若しくは指定障害者支援施設の長又は同法第30条第1項第2号イ及びロで規定する基準該当事業所の管理者又は基準該当施設の長(以下「事業所長」という。)に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、事業所長から受託した旨の通知を受けたときは、知的障害者障害福祉サービス措置決定通知書(様式第4号)により、当該知的障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、障害福祉サービスの措置が適当でないと認めるときは、知的障害者障害福祉サービス措置申請却下通知書(様式第5号)により、当該知的障害者に通知するものとする。

一部改正〔平成25年規則42号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.023

処 分 名	施設入所等措置の決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、知的障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第7号）を当該障害者支援施設等の長（以下「施設長」という。）に送付しなければならない。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成18年規則第74号）第7条第1項～第3項
審 査 基 準	やむを得ない事情の際に施設入所の提供を委託し、支援措置を決定する。ここで言う「やむを得ない事情」とは緊急を要する場合である。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設 定 年 月 日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申 請 時 期	随時
申 請 方 法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■知的障害者福祉法施行細則

第7条 福祉事務所長は、施設入所等の措置を行うときは、知的障害者施設入所等措置依頼・委託決定通知書（様式第7号）を当該障害者支援施設等の長（以下「施設長」という。）に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、施設長から受託した旨の通知を受けたときは、知的障害者施設入所等措置決定通知書（様式第8号）により、当該知的障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、施設入所等の措置が適当でない認めるときは、知的障害者施設入所等措置申請却下通知書（様式第9号）により、当該知的障害者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.024

処 分 名	職親委託の措置決定
処 分 の 概 要	福祉事務所長は、職親委託の措置申請があった場合は、更生相談所の判定に基づき、措置決定するものとする。
根拠条例等・条項	知的障害者福祉法施行細則（平成 18 年規則第 74 号）第 10 条第 1 項～第 3 項
審 査 基 準	更生相談所の判定に基づき、決定を行う。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出（郵送含む）
備 考	

**根拠条例及び
関係例規等の抜粋**

■知的障害者福祉法施行細則

(職親委託の措置決定)

第10条 福祉事務所長は、職親委託の措置を行うときは、知的障害者職親委託措置依頼書(様式第17号)を当該職親に送付しなければならない。

2 福祉事務所長は、職親から受託した旨の通知を受けたときは、知的障害者職親委託措置決定通知書(様式第18号)により、当該知的障害者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、職親委託の措置が適当でないと認めるときは、知的障害者職親委託措置申請却下通知書(様式第19号)により、当該知的障害者に通知するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署:福祉部障がい者支援課 No.025

処 分 名	ふじ学園使用料減免の決定
処 分 の 概 要	市長は、条例第9条の規定により費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を減額し、又は免除することができる。
根拠法令等・条項	春日部市立ふじ学園条例（平成17年10月1日条例第93号）第9条 春日部市立ふじ学園条例施行規則（平成17年10月1日規則第27号）第12条第1項1号～3号
審 査 基 準	市長は、特別の理由があるときと認めるときは、使用料を減額し又は免除することができる。 (1) 災害により著しく損害を受けたとき。 (2) 収入が著しく減少したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。
標準処理期間	未設定（個別・具体的な判断が必要となるため）
設定年月日	平成17年10月1日
申請時期	随時
申請方法	春日部市立ふじ学園窓口への提出
備 考	ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/shougai/kenkou-fukushi/fukushi/shisetsu/shougaisha/fujigakuen/index.html

■春日部市立ふじ学園条例施行規則

(使用料の減免)

第12条 市長は、条例第9条の規定により費用を負担すべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 災害により著しく損害を受けたとき。
- (2) 収入が著しく減少したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、春日部市立ふじ学園使用料減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、使用料の減額又は免除することが適当であるかどうかを審査し、その適否を決定して春日部市立ふじ学園使用料減免決定・却下通知書(様式第6号)により、申請者にしなければならない。

一部改正〔平成18年規則68号〕

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.026

処 分 名	特別障害者手当の受給資格認定
処 分 の 概 要	20 歳以上の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態の方が対象です。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、特別障害者手当を支給します。該当しない場合には、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （昭和 39 年法律第 134 号） 第 19 条（第 26 条の 5 において準用） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 （昭和 50 年政令第 207 号） 第 1 条 2 項
審 査 基 準	<p>◎春日部市に住所を有する特別障害者であることが要件となります。</p> <p>(1)「特別障害者」とは、20 歳以上である障害者の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条第 2 項で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいいます。</p> <p>(2)申請にあたっては、障害にかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類等により障害の状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略ができます場合があります。</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等に入所している ・病院・診療所に継続して 3 か月を超えて入院している <p>※所得制限の限度額以上の方は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15 日（知事との協議に要する期間を除く）
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 30 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課窓口 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisha/keizai/tokushou.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第 19 条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第 1 条 （略）

2 法第二条第三項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害（以下この項において「身体機能の障害等」という。）が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの
- 二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合（別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。）における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
- 三 身体機能の障害等が別表第一各号（第十号を除く。）の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
- 五 両下肢の用を全く廃したもの
- 六 両大腿（たい）を二分の一以上失つたもの
- 七 体幹の機能に座つていない程度以上の障害を有するもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
（備考） 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

別表第二（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
 - 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 五 体幹の機能に座つていて座つていない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- （備考） 別表第一の備考と同じ。

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.027

処 分 名	障害児福祉手当の受給資格の認定
処 分 の 概 要	20歳未満の身体または精神に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする状態の方が対象です。認定請求後の審査を経て、要件に該当すれば支給決定し、障害児福祉手当を支給します。該当しない場合には、却下の決定を行います。
根拠法令等・条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （昭和39年法律第134号）第19条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令 （昭和50年政令第207号）第1条第1項
審 査 基 準	<p>◎春日部市に住所を有する重度障害児であることが要件となります。</p> <p>(1)「重度障害児」とは、20歳未満である障害児の内、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第1条第1項で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいいます。</p> <p>(2)申請にあたっては、障害にかかる専門医等の認定診断書を提出していただく必要があります。ただし、その他の書類等により障害の状態等を確認することができる場合は、当該診断書の提出の省略ができます場合があります。</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは支給対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害を支給事由とする年金を受給している ・児童福祉施設等に入所している <p>※所得制限の限度額以上の方は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15日（知事との協議に要する期間を除きます）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：平成30年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaiasha/keizai/shogaiji.html

根拠法令及び
関係法令等の抜粋

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第 19 条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長の認定を受けなければならない。

■特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令

第 1 条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）
第二条第二項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

別表第一（第一条関係）

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
 - 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも
 - 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 四 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 五 両下肢の用を全く廃したもの
 - 六 両大腿を二分の一以上失つたもの
 - 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のも
 - 九 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のも
 - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であつて、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のも
- （備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.028

処 分 名	在宅重度心身障害者手当の受給資格認定
処 分 の 概 要	手当の支給を受けようとする者は、市長に申請をし、受給資格の認定を受けます。申請後の審査を経て、要件に該当すれば認定し、該当しない場合には、却下の決定をします。
根拠条例等・条項	春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例 （平成 17 年条例第 213 号） 第 2 条、第 3 条、第 4 条 春日部市在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則 （平成 17 年規則第 194 号） 第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>対象者</p> <p>次の居住要件と障害要件のいずれも満たした者に手当を支給します。</p> <p>1. 居住要件： 春日部市において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく登録を受けている者</p> <p>2. 障害要件：</p> <p>① 身体障害者手帳 1 級、2 級又は 3 級に該当するもの ② 療育手帳[㊤]、A 又は B に該当するもの ③ 精神障害者保健福祉手帳 1 級に該当するもの ④ 障害の程度が最重度、重度又は中度であると児童相談所又は知的障害者更生相談所の長が判定した者 ⑤ ①～④に掲げる者に相当すると市長が認めた者 ⑥ 超重症心身障害児である者 ⑦ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第 1 に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者</p> <p>◎上記の要件に該当する場合でも、その者が次のいずれかに該当するときは、支給制限となります。</p> <p>① 施設等に入所している場合 ② 特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的措置による福祉手当を受給している場合 ③ 市町村税が課税されている場合 ④ 65 歳以上で新たに障害要件に該当するようになった場合</p>
標準処理期間	45 日
設定年月日	平成 18 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時

<p>申請方法</p>	<p>本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出</p>
<p>備考</p>	<p>ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisha/keizai/zaitaku.html</p>
<p>根拠条例及び関係例規等の抜粋</p>	<p>■在宅重度心身障害者手当支給条例 (定義)</p> <p>第2条 この条例において「障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級、2級又は3級に該当するもの</p> <p>(2) 県の療育手帳制度による療育手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が、A又はBに該当するもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が1級に該当するもの</p> <p>(4) 障害の程度が最重度、重度又は中度であると児童相談所又は知的障害者更生相談所の長が判定した者</p> <p>(5) 前各号に掲げる者に相当すると市長が認めた者</p> <p>(6) 規則で定める超重症心身障害児である者</p> <p>(7) 前各号に掲げる者のほか、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)別表第1に定める程度の障害の状態にあると市長が認めた者</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者又は未成年後見人その他の者であって、障害者を居宅において現に保護しているものをいう。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第3条 手当の支給を受けることができる者は、障害者のうち、春日部市において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく登録を受けている者(以下「受給資格者」という。)とする。</p> <p>(申請及び認定)</p> <p>第4条 受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、市長に申請をし、受給資格の認定を受けなければならない。ただし、受給資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その保護者が代わって申請をすることができる。</p> <p>(1) 未成年者であるとき。</p> <p>(2) 本人の意思で申請行為ができないとき。</p>

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

■在宅重度心身障害者手当支給条例施行規則

(支給資格の認定申請)

第3条 条例第4条に規定する支給資格の認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、春日部市在宅重度心身障害者手当支給申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 春日部市在宅重度心身障害者手当所得状況届(様式第2号)
- (2) 所得証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、必要に応じ、前項各号に掲げる書類の一部を省略することができる。

(認定及び却下の通知)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、支給資格があると認めたときにあつては春日部市在宅重度心身障害者手当認定通知書(様式第3号)により、支給資格がないと認めたときにあつては春日部市在宅重度心身障害者手当却下通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給資格があると認定した者(以下「受給者」という。)を春日部市在宅重度心身障害者手当受給者台帳(様式第5号)に登載するものとする。

申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.029

処 分 名	重度心身障害者医療費の受給資格認定
処 分 の 概 要	助成金の支給を受けようとする対象者は、市長に申請をし、受給資格の認定を受けます。申請後の審査を経て、要件に該当すれば認定し、該当しない場合には却下の決定をします。
根拠条例等・条項	春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 （平成 17 年条例第 107 号） 第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条 春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 （平成 17 年規則第 37 号） 第 3 条、第 4 条
審 査 基 準	<p>1. 対象者 医療保険に加入している者で、次の居住要件のいずれかに該当し、かつ障害要件のいずれかに該当する者。ただし、65 歳以上で新たに障害要件に該当するようになった者を除く。</p> <p>2. 居住要件 ①市内に住所を有する者、②市から援護を受け、市外にある障害者支援施設等に入所している者、③県から障害児施設給付費の支給を受け、市外にある障害児施設に入所している者、④国民健康保険の住所地特例により、埼玉県（春日部市）の国保に加入し、市外の施設に入所している者、⑤後期高齢者医療制度の住所地特例により、埼玉県後期高齢者医療に加入し、県外の施設に入所している者</p> <p>3. 障害要件 ①身体障害者手帳 1 級から 3 級、②療育手帳^ア、A、B、③精神障害者保健福祉手帳 1 級、④65 歳以上の人で埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた者（身体障害者手帳 4 級の一部、精神障害者保健福祉手帳 2 級、障害基礎年金証書 1 級及び 2 級）</p> <p>※所得制限の限度額を超える場合は、支給停止となります。</p>
標準処理期間	15 日
設定年月日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 1 階障がい者支援課 又は 支所 2 階福祉・健康保険担当窓口へ提出

<p style="text-align: center;">備 考</p>	<p>ホームページのリンク先 http://www.city.kasukabe.lg.jp/kenkou-fukushi/shougaisha/iryohijosei/seido.html</p>
<p style="text-align: center;">根拠条例及び 関係例規等の抜粋</p>	<p>■春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例 (対象者)</p> <p>第3条 この条例による助成金の支給の対象となる者（以下「対象者」という。）は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）及び被扶養者である重度心身障害者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 本市に住所を有する者（次に掲げる者を除く。）</p> <p>ア 他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、入所、入院又は入居している者</p> <p>イ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第1項の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>ウ 他の市町村長が身体障害者福祉法第18条第2項の規定により、障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者</p> <p>エ 他の市町村長が知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定により、共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者</p> <p>オ 他の市町村長が知的障害者福祉法第16条第1項の規定により、障害者支援施設等に入所させてその更生援護を行うことを委託している者</p> <p>カ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第1項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が18歳以上の者にあつては、当該対象者が満18歳となる日の前日に当該対象者の保護者であつた者（以下「保護者であつた者」という。）が本市内に住所を有していた者を除く。ただし、当該対象者が満18歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満18歳となる日の前日において本市内にあつた者を除く。対象者が18歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者を除く。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の所在地が本市内にある者を除く。）</p> <p>キ 国民健康保険法第116条の2の規定により、他の市町村の区域内に住所を有するとみなされる者</p> <p>ク 高齢者の医療の確保に関する法律第55条及び第55条の2の規定により、後期高齢者医療広域連合（埼玉県後期高齢者医療広域連合を除く。）が行う後期高齢者医療の被保険者である者</p> <p>(2) 本市から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条又は第30条の規定による指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、本市の区域外に設置</p>

されている障害者支援施設等、指定医療機関又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下「のぞみの園」という。）に入所、入院又は入居している者（共同生活援助を行う住居への入居者を含む。）

- (3) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - (4) 市長が身体障害者福祉法第 18 条第 2 項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又は指定医療機関に入所又は入院を委託している者
 - (5) 市長が知的障害者福祉法第 15 条の 4 の規定により、本市の区域外に設置されている共同生活援助を行う住居に入居させて障害福祉サービスの提供を委託している者
 - (6) 市長が知的障害者福祉法第 16 条第 1 項の規定により、本市の区域外に設置されている障害者支援施設等又はのぞみの園に入所させてその更生援護を行うことを委託している者
 - (7) 埼玉県から児童福祉法第 24 条の 2 第 1 項の規定による障害児入所給付費の支給を受け、本市の区域外に設置されている指定障害児入所施設等に入所している者（対象者が 18 歳以上の者にあつては、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者が本市内に住所を有していた者に限る。ただし、当該対象者が満 18 歳となる日の前日に保護者であつた者がいないか、保護者であつた者が住所を有しないか、又は保護者であつた者の住所が明らかでない場合は、当該対象者の所在が満 18 歳となる日の前日において本市内にあつた者に限る。対象者が 18 歳未満の者にあつては、当該対象者の保護者が障害児入所給付費の支給を受け本市内に住所を有する者に限る。ただし、当該対象者の保護者が住所を有しないか、又は明らかでない場合は、保護者の現在地が本市内にある者に限る。）
 - (8) 国民健康保険法第 116 条の 2 の規定により、本市の区域内に住所を有するとみなされる者
 - (9) 高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、同条に定める入院、入所又は入居前に本市内に住所を有していた者
 - (10) 高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2 の規定により、埼玉県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者である者で、本市の区域内に住所を有するとみなされていた者
 - (11) その他市長が特に必要があると認めたる者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象としない。
- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく支援給付を受けている者
 - (3) 児童福祉法第 6 条の 3 に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている者
 - (4) 重度心身障害者となった年齢が 65 歳以上の者。ただし、前条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する重度心身障害者であつて、65 歳に達する日の前日までに令別表で定める程度の障害の状態にある旨の市長の認定を受けた者は、この限りでない。
- （助成金）

第4条 市は、対象者に係る医療の一部負担金（第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者が医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第1号に規定する精神病床に入院したときの一部負担金を除く。）について、対象者に助成金を支給するものとする。ただし、受給者の責め（税の未申告等）により過分の自己負担があるときは、その額については助成金の対象としない。

2 前項の規定にかかわらず、対象者の前年（1月から9月までの間に次条第1項の規定による登録の申請が行われる場合は、当該申請が行われた年の前々年）（以下この項において「審査対象年」という。）の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この項において「政令」という。）第7条に規定する額を超えた場合は、審査対象年の翌々年9月までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給は行わない。この場合において、当該所得の範囲は政令第4条に規定する所得の範囲とし、所得の額の計算方法は政令第5条の例によるものとする。

3 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、対象者の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権、その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた場合、その損害を受けた日から翌年の9月30日までの医療保険各法又はその他の規定による医療給付に係る助成金の支給については、前項の規定を適用しない。

（受給資格の登録）

第5条 助成金の支給を受けようとする対象者は、規則で定める申請書を市長に提出して、受給に必要な事項の登録を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書に基づき、対象者として認定したときは、当該対象者を受給資格を有する者として登録しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書に基づき、受給資格を有する者として登録しない場合は、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第6条 市長は、前条第2項の規定により受給資格を有する者として登録された者（以下「受給資格登録者」という。）に対し、第4条第1項及び第3項の規定により助成金の支給を行う場合は、当該受給資格登録者（以下「受給者」という。）に受給者証を交付しなければならない。

2 市長は、第4条第2項の規定により助成金の支給を行わない場合は、規則で定めるところにより、受給資格登録者に通知するものとする。

■春日部市重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則

（受給資格の登録）

第3条 条例第5条第1項に規定する申請は、重度心身障害者医療費受給資格登録申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書が提出された場合には、条例第2条第1項各号のいずれかに該当するかどうか次に掲げる書類により確認するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳、埼玉県療育手帳制度要綱（平成14年埼玉県告示第1365号）に基づく療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳

(2) 前号の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

を特別の理由により所持していない場合は、当該理由及び障害の程度を証する書類

(3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び前条に規定する社会保険各法の被保険者証、組合員証又は加入者証

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請書には、条例第4条第2項の所得を証明する書類を添付しなければならない。

4 市長は、前2項に掲げる書類のうち、その内容を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付の省略を認めることができる。

5 市長は、条例第5条第2項に規定する登録を行わないときは、重度心身障害者医療費受給資格登録申請却下決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（受給者証）

第4条 条例第6条第1項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）は、重度心身障害者医療費受給者証（様式第3号）とする。ただし、条例第2条第1項第3号に規定する重度心身障害者に交付する受給者証は、重度心身障害者医療費受給者証（様式第4号）とする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により助成金の支給を行わないときは、重度心身障害者医療費助成金支給停止通知書（様式第5号。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

3 （略）

申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：福祉部障がい者支援課 No.030

処 分 名	自立支援医療（更生医療）の認定
処 分 の 概 要	申請に係る障害者が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第54条の基準に該当する場合に支給認定を行う。
根拠法令等・条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第52条、第54条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第29条
審 査 基 準	<p>身体障害者更生相談所の判定、世帯の所得状況に基づき、受給の可否及び自己負担額の決定を行います。</p> <p>◎対象となる障害と治療の例 肢体不自由・・・関節拘縮、関節硬直 →人工関節置換術等 腎臓機能障害・・・人工透析療法、腎臓移植術(抗免疫療法を含む) HIVによる免疫機能障害・・・抗HIV療法</p> <p>◎自己負担額 原則は、総医療費の1割負担となりますが、市町村民税（所得割）額によって上限額が設定されます。</p> <p>生活保護受給者・・・ 0円 非課税世帯・・・（世帯の収入が80万円以下の場合）2,500円 （ " 80万円を超える場合）5,000円 市町村民税（所得割）が 3万3千円未満・・・5,000円（※1） 23万5千円未満・・・10,000円（※2） 23万5千円以上・・・20,000円（※3）</p> <p>※「重度かつ継続」に該当する場合は、自己負担上限額は上記になります。「重度かつ継続」に該当しない場合は、※1・※2は医療保険の自己負担限度額、※3は非該当となります。</p>
標準処理期間	20日（更生相談所の判定に要する期間を除く）
設定年月日	平成17年10月1日（最終改正：令和2年4月1日）
申請時期	随時
申請方法	本庁1階障がい者支援課窓口 又は 支所2階福祉・健康保険担当窓口へ提出
備 考	ホームページのリンク先 https://www.city.kasukabe.lg.jp/kenko_fukushi/shougaisa/iryohijosei/kousei.html

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

第五十二条 自立支援医療費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村等の自立支援医療費を支給する旨の認定（以下「支給認定」という。）を受けなければならない。

2 第十九条第二項の規定は市町村等が行う支給認定について、同条第三項から第五項までの規定は市町村等が行う支給認定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十四条 市町村等は、前条第一項の申請に係る障害者等が、その心身の障害の状態からみて自立支援医療を受ける必要があり、かつ、当該障害者等又はその属する世帯の他の世帯員の所得の状況、治療状況その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当する場合には、厚生労働省令で定める自立支援医療の種類ごとに支給認定を行うものとする。ただし、当該障害者等が、自立支援医療のうち厚生労働省令で定める種類の医療を、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）の規定により受けることができるときは、この限りでない。

2 市町村等は、支給認定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が指定する医療機関（以下「指定自立支援医療機関」という。）の中から、当該支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受けるものを定めるものとする。

3 市町村等は、支給認定をしたときは、支給認定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「支給認定障害者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する支給認定の有効期間、前項の規定により定められた指定自立支援医療機関の名称その他の厚生労働省令で定める事項を記載した自立支援医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）を交付しなければならない。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第二十九条 法第五十四条第一項の政令で定める基準は、支給認定（法第五十二条第一項に規定する支給認定をいう。以下同じ。）に係る障害者等（法第二条第一項第一号に規定する障害者等をいう。以下同じ。）及び当該障害者等と生計を一にする者として厚生労働省令で定めるもの（以下「支給認定基準世帯員」という。）について指定自立支援医療（法第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を厚生労働省令で定めるところにより合算した額が二十三万五千円未満であることとする。

2 支給認定に係る障害者が、支給認定基準世帯員（当該障害者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第二十三条第一項第八号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法（他の法律において準用する場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、前項及び第三十五条第二号から第四号までの規定の適用（同条第三号及び第四号に規定する厚生労働省令で定める者に該当するものに係る適用を除く。）については、支給認定基準世帯員を、当該障害者の配偶者のみであるものとすることができる。